



質疑應答

△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

問 道路工事執行令第十九條の規定に依り請負人工事の竣功期限を延長したる場合第二十條の規定に依り違約金を徴收すべきや、若し徴收すべからずとすれば第二十條の規定は如何なる場合に適用すべきや。(徳島縣一愛讀生)

答 道路工事執行令第十九條の規定に依り請負人が工事の竣功期限を延長した場合には違約金を徴收すべきではない。同條の規定は請負人が天災事變其他正當の事由に依り、契約期間内に工事を

竣功することが出来ないとき、即ち工事の竣功を遅延するに至つた原因が、社會一般觀念より觀て請負人の故意過失に依るものでなく、誰が請負人であつてもかゝる原因の存するときは當然其の期間内に工事を竣功し得ないと認められる様な場合に、請負人に其の竣功遅延を責めるのは不當であるから道路管理者に對して期間の延長を求めるとを得しめたのである。だから條文には「期間の延長を求むることを得」とあるが、得といふ文字に拘泥して許否は管理者の自由であり又場合に依つては第二十一條第一號又は第四號の規定に依り契約を解除することも出来るなぞと解すべきではなく、これは正當なる請求權を與へられたものとして管理者は當然之に許可を與ふべきものと解する。従つてこの許可に依つて延長された竣功期間は所謂契約期間であるから、これに對して第二十條に解定する違約金を徴收すべからざること亦當然である。

請負人が第十九條に規定されて居るような事由でなく、言ひ換ふれば故意又は過失に依つて契約期間内に工事を竣功しない場合には、道路管理者は第二十一條第一號又は第四號の規定に依つて契約を解除し契約保證金を沒收することも出来るのであるが、管理者が敢てこの手段に出でない場合等に始めて第二十條の規定が適用されるのである。(小坂登)